ひと、くらし、みらいのために
長崎労働局
Nagasaki Labour Bureau

Press Release

長崎労働局発表
令和８年 10 月 30 日（金）

報道関係者　各位

【照会先】
長崎労働局労働基準部
賃 金 室 長　　木場　孝行
室 長 補 佐　　江上　邦子
電話　095-801-0033
e-mail：chinginshitsu-nagasakikyoku@mhlw.go.jp

「長崎県最低賃金」が改正されます！！

～令和８年 11 月２日（月）から時間額 1,087 円に～

令和８年 11 月２日（月）から、長崎県内のすべての労働者と使用者に、最低賃金「時間額 1,087 円」が適用されますので、お知らせします。

「長崎県最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、賃金額の高い最低賃金以上の賃金を支払わなければなりません。

「特定（産業別）最低賃金」の改正について審議中ですが、改正されない場合は、「長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金」、「長崎県電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「長崎県船舶製造・修理業，舶用機関製造業最低賃金」を適用される業種の労働者と使用者についても、令和８年 11 月１日までは改正前の「長崎県最低賃金」が適用されますが、**令和８年 11 月２日以降は、長崎県最低賃金の時間額 1,087 円が適用**されることとなります。

長崎労働局（局長　髙西（たかにし）　盛登（もりと））では、引き続き、別添の最低賃金リーフレット等を活用し長崎県最低賃金の周知を図っていくとともに、併せて、賃金引上げに取り組む中小企業事業者を支援する「キャリアアップ助成金」※等の利用促進に努めてまいります。

また、管下の労働基準監督署において改正後の最低賃金額以上の賃金が労働者に支払われるよう、徹底を図ります。

※　「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員化、処遇改善を実施した事業主に対し助成します。

※　最低賃金引き上げに伴う各種支援策等は、下記ＱＲコードをご参照ください。

最低賃金引き上げに伴う各種支援策等

【長崎県最低賃金について】

● 最低賃金額・効力発生日

・最低賃金額　**時間額 1,087 円**（改正前：時間額 1,031 円）

・効力発生日　**令和 8 年 11 月 2 日（月）**

● 適用範囲

パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託など雇用形態や呼称に関係なく、長崎県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

● 最低賃金の対象とはならない賃金

以下の手当等は、最低賃金の対象となりません。

精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外・休日・深夜の割増賃金、賞与、結婚手当等の臨時に支払われる賃金

